

この人に聞く

新城における協働のまちづくりへの挑戦

《 前澤 このみ さん 》

新城市自治基本条例検討会議委員長（策定時）
新城市市民自治会議委員
新城市社会福祉協議会会長
コープあいち・地域と協同の研究センター会
員、三河地域懇談会世話人
奥三河九条の会事務局
豊川海軍工廠平和公園語り継ぎボランティア
東海自治体問題研究所会員

●インタビューアー 原卓郎（東海自治体問題研究所事務局長）

前澤さんへのインタビューは10月27日に新城市を訪問し実施しました。インタビューには協同組合研究第37巻第2号掲載の「中山間地における住民主体の生活支援を支える協同組合間協働を考える」中の前澤さんの原稿、名城大学法学部ボランティア講座資料「市民が主役のまちづくり-新城市自治基本条例」中の前澤さんへのインタビュー原稿も適宜参照・活用させていただきました。

■新城市自治基本条例づくりを始める前の前澤さんの地域での取り組みを教えてください

農協で働き始めて、先輩に誘われて青年団に参加したのが最初の地域との関わりといえるかな。その後、設計事務所に勤めることになりましたが、母が病気で半身まひとなったため、退職して家事の傍ら農作業もし、同時に、生協組合員二代目として共同購入も引き継ぎました。

主婦の仲間と「農作物を加工したい」「常設の野菜売り場がほしい」などいろいろ考えましたが、当時は発言すると「ものを言う女はいらん」と周りから言われる状況でした。

その点、生協活動では、自由に意見が言え、皆で相談し、皆でという雰囲気があり、様々な活動に参加するようになりました。母が亡くなってからは組合員理事にもなりました。

その後、半身まひの母のための制度や生活道具などを教えてくれた車いすユーザーの仲

間が、障害者支援のNPO を立ち上げることになり、私も理事として名を連ねました。

NPOでは、移動サービスをしたいと日本財団より福祉車両の寄贈を受け、旧鳳来町の社会福祉協議会倉庫を事務所として借りて移送サービス事業を始めました。2年後には旧鳳来町から車いす対応の軽車両購入資金の補助を受けました。2005年には国交省の「福祉有償運送ガイドライン」に沿って移送サービスが続けられるよう働きかけを進め、何とか継続してきましたが、活動開始から10年目にして事故などおこさぬうちに一区切りしようと2011年3月で終了しました。

NPOの運営は人手もお金も十分ではありませんでしたが、行政・社会福祉協議会・青年会議所・商工会などのたくさんの方の応援を得て続けることができた実感しています。

新城市自治基本条例づくりが始まったのはNPO活動に終止符を打つ前年、2010年からで

す。

■新城市自治基本条例づくりはどのように進められたのでしょうか

新城市は愛知県の東の端にある過疎地で、愛知県でただ一つ消滅可能性都市と言われ、市レベルでは愛知県で一番高齢化が進んでいるところです。その新城市が「自治基本条例」を作成するまでの市民の関わりと進め方についてお話したいと思います。

2005年に平成の市町村合併により、新城市・鳳来町・作手村の3つの市町村が合併し、新・新城市が誕生、2008年4月に「自治のまち・自立のまち・未来に引き継ぐまち」という事で「第1次新城総合計画」がスタートしました。

自治基本条例づくりを始めるにあたっては、みんなの力をエネルギーに変えていくこと、議会や行政の仕事を見直し私たちに役立っているのか、また、市民は公共の担い手となれるのか、などを話し合うために公募した20～70代の21名の委員で構成した〈新城市自治基本条例を考える市民の会〉が2010年4月に発足しました。

会議運営については、皆で相談し、委員長なし、ワークショップとまとめを繰り返しながら新城らしい条例を作ろうということを決めました。アドバイザーの大学の先生からは「あなた方は市民の代表ではなく、たくさんの市民の声を聴くのが役割です」との言葉でした。確かに私たちは代表として選出されたわけではありません。

テーマを決めて関係者の方から話を聞くこと、大茶話会と称したワークショップの開催は様々な場で多くの方の話を聞くことができました。

そして、他の市町の条例を参考に考えるのではなく、わがまちの憲法をつくろう、私たちのまちはかくありたいとの熱い思いで、2010年4月から11年3月まで、22回の会議（うち2回は「まちづくり茶話会」ワークショップ）を開催し、「市民の言葉による新城市自治基

本条例（たたき台）」をつくりあげました。しかし、話し言葉での記載は、条例の種にはならないと酷評され、余計なことをしたとの市議会議員からのお叱りもありました。

条例の完成をめざして、更なる市民委員を公募し、42名の委員による、たたき台を条例としていくための〈新城市自治基本条例検討会議〉が2011年5月スタートしました。委員の皆で委員会の代表を決めようと話しあい、私は検討会議の委員長となりました。

それまで条例というものを見ることなく進めてきましたが、先進地の視察や市の職員と一緒に研修を行いました。

会議は分科会形式ですすめ、全体会で共有するという作業を繰り返し、条例内容を検討するため、たたき台で提案した市民総会（のちに「市民まちづくり集会」として結実）を試して開催し、市民、議会、行政が同じ場所に集まり、中学生や高校生の若い人の意見も大切に（新城東高校生徒会による検討会議、若者の声を聴く分科会=中学校へ作文依頼、プレ市民総会での発表など）、求めているものが見えるよう、発言し合いました。

先進地の長野県上田市の方からは「行政の方が書き直してしまうこともあるので、作った条例案がそのまま提出されるか確認したほうが良い」とのアドバイスもいただきました。そして再度プレ市民総会を開催、条例案の書き込み・仕上げ、と時間はかかりましたが、2012年8月に条例案を提出、12月の議会を経て〈自治基本条例〉と〈地域自治区〉という制度が同時に動き出しました。

公募の市民による話し合いは、年齢もくらしの背景も違う大人が大勢集まるので、大変でしたが、毎回話し合いのルールとして「相手を否定しない」「自分だけ話さない」「聞き上手になろう」「楽しく、気楽に」の4点を確かめながら進めました。この辺りは、生協活動での経験が本当に役に立ったと感じています。

■条例設置後の市民の参加はどのようですか**《市民自治会議》**

条例が機能しているかどうかを点検するために〈市民自治会議〉を設置しました。

15名の委員中12名が公募枠で、私も参加しています。

市民自治会議の場で、条例の実効性を担保するための施策のあり方について議論を深め、若者議会・女性議会・中学生議会・公開政策討論会などについて具体化を図ってきました。

《市民まちづくり集会》

年1回〈市民まちづくり集会〉を開催することを条例で決めました。

市民まちづくり集会は、公募の市民による実行委員会で企画運営します。

市民には潜在的にそういうことをする力があると思いますが、なかなか機会はありませんでした。また、周りも普通の住民が実行委員になることを受け入れていると考えられません。

そして、その年の開催テーマと開催日や会場が決まると、無作為に選出した2,000人の市民に「市民まちづくり集会に当選しました!」という手紙での参加を呼び掛けます。関心ある市民は自ら申し込み、気になるので議員や市職員も来る、という流れでの開催です。まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が一堂に会し、意見を交換し情報・意識の共有を図るために開催するものです。

具体的には、テーマに従って市民・議会・行政が情報提供を行い、参加者はグループに分かれて自由に議論・提案を行います。何かを決める場という位置づけではなく、当日参加した市民・議員・行政職員に、まちづくりに関わる情報を共有し、意見を交換することを通じて、気づきの場、自治の主体としての当事者意識を高める場として取り組んでいます。もちろん、出された意見は、オープンにされ、行政職員にも関心をもって見てもらっています。

市民まちづくり集会に当日参加してくる市民・議員・行政職員は、共に暮らしよいまち

を望んでいる人たちだと思います。

《若者議会》

もう一つ、15～29歳までの人が集まる若者議会を設置し、2015年には若者議会条例、若者条例が施行されました。初代の議長を務めた人は、後に新城市の市議員になりました。また、2019年度の議長は、後で述べる中学生議会に参加して面白いと感じたことで若者議会に参加した、15歳の高校1年生の女性が務めました。若者へのバトンがつながっていると感じます。

なお、2020年度、新型コロナウイルス禍で行政の会議は全て中止になりましたが、若者議会のみがオンライン会議を開いて新年度の役割分担と活動について話し合いをしました。全ての住民がオンライン会議の環境とスキルがある訳ではありませんが、これからのまちづくり活動のあり方を「今までと同じようには出来ない」と考えるきっかけにはなりました。まちづくりは「やってみる」「やって見せる」が大切です。

《女性議会》

さらに、年1回開催の女性議会は、市議会議場で開催し、市長、教育長、担当部長が答弁なども行う会議です。女性議会経験者が次の年の女性議会のサポートをしたり、生活の困り事を支援するグループができるなど、繋がりが広がっています。

《中学生議会》

中学生議会は、中学生が市長や教育長に自分たちの思いを述べる場です。最初は先生がしっかり準備して立派に作ってきましたが、中学生が主体的に準備して組み立てることで生徒にとってもおもしろさに繋がるようになりました。地域自治区の地域協議会によっては、発言するだけでは物足りないという中学生の提案を実践することで、中学生と地域の人が繋がっていきました。

《市長選挙立候補予定者公開政策討論会》

自治基本条例で定める市民の権利を具体化するものとして、条例化されました。

実は2017年の新城市長選挙において、公開

政策討論会実行委員会主催、新城青年会議所と新城市商工会青年部・女性部の協力で、3人の立候補予定者をパネリストに招いて人口政策、産業政策、市民自治政策の三つのテーマ（別日・別会場で開催）で討論会を実現させましたが、こうした取り組みを、市民の権利として恒常的に実施できるようにしようという思いのもと実現させたものです。

選挙管理委員会は、事前運動に抵触しないか危惧していましたが、主権者である市民の知る権利を保障する機会であり、まちづくりの担い手である市民の参政意識の向上を図る機会であるとし、制度設計を工夫しつつ実現しました。できたばかりの制度で、来年の市長選挙で初めて条例に基づく公開政策討論会が実現することになります。

なお、公募の市民委員が参加する会議のほとんどは傍聴が可能です。議事録も残しますし議事録を公開することも可能です。会議の場で試行錯誤したり、意見が分かれたりすることも含めて話し合いを重ねた結果を透明化することは、基本的なことと考えています。また、新城市まちづくり推進課に話を聞いたことがあります。自治基本条例と地域自治区が出来たばかりの頃には、職員は「今までの仕事のやり方と違う！」と違和感ばかりだったそうです。

市民まちづくり集会や若者議会など市民が構成する委員会に関わり続けるうちに「これがまちづくりだ！協働だ！」と考えるようになったとか。市民のいうことにただ従うのではなくて、一緒に相談しながら目指す方向へ向かう一番良い方法を探すという仕事のやり方に変わったと話してくれました。

■地域自治区について

新城市では、自治基本条例と地域自治区とが共に2013年4月に施行されました。

地域自治区が先に施行される予定でしたが、市が提案した自治区の区割りに市民から異議が出て、変更した後に現在の10自治区になり

ました。

地域自治区には「地域協議会」と「自治振興事務所」を設置しています。

地域自治区には二つの予算があります。

1) 地域自治区予算 → 使い方を地域協議会で考えて市が実施する。

2) 地域活動交付金 → 地域活動団体からの申請を受けて地域協議会が審査して交付。

→ 地域活動団体(市民)が実施する。

他に「めざせ明日のまちづくり助成金」制度があり、自治区を跨いで、あるいは市全体を対象にしたい地域活動はこちらを申請することが出来ます。

自治振興事務所の職員は市企画部の職員ですが、所長は民間任用で地域の方が担っています。

地域自治区発足当初には、仕組みについて検討する機会をもつという明確な決めごとはありませんでしたが、実施して8年目になるので今年度の市民自治会議では、地域自治区の新たな可能性を、これまでを振り返って検討することにしました。

地域の特性を大切にしながらも、仕組みに過不足があるかどうかを時々検討することは、仕組みをながく生かすことになると考えます。

■協働のまちづくりを進めてきた経験から、どんなことが大切だと感じておられますか？

1) 人と人のつながりを大切にする

私の歩みは、理屈ではなく、必要に迫られて行動してきたと言えますが、その一つ一つにおける人とのつながりが、いろんな場面で生かされ、支えられてきたと感じています。

人と人とのつながりは、かけがえのない財産です。

人と人がつながっていく場と機会がたくさんあれば、よいまちになります。これは財政力では対応出来ません。

2) 協働する仲間として接し、行動する

まちづくりを進める上においては、対行政職員であろうと、対市民(団体)であろうと、常に協働する仲間として接してきました。

前向きの人後ろ向きの人様々な人がいましたが、協働する仲間と思うからこそ、率直に意見も述べ、いいと思うことは評価して、一緒に取り組むという姿勢で接してきました。そのことは、まちづくりにおいて重要だと思います。

3) 長い目でみる

長い間市民活動をしてきた経験から言うと、物事はゆっくりしか変わらない。だけど見方を変えれば、ゆっくりとした歩みでも、確実に変わってきたという実感があります。

NPO時代、行政は厚い壁に感じましたが、いまでは率直にいろんなことを議論できるようになってきました。女はでしゃばるなという空気も、ずいぶん変わってきました。

4) 情報をオープンにし、みんなで議論する

そして、協働するという時に、大切なのは、情報をオープンにし、みんなできちんと議論していくということだと思います。

5) 条例制定は目的ではなく、いかに活用するかが大切

条例や仕組みは出来上がっておしまいでありません。さまざまな活動を背中から支えて応援してくれるものであり、使って、活かしていくために作るものだと思います。その有効性は時間を経るほど確かめられると感じています。

■これからの抱負

1) 「福祉条例」を作りたい

2019年1月から市長の諮問に応える「福祉円卓会議」を開きました。

市内の福祉関係で働く女性ばかり12名(介護現場3名、介護医療1名、児童1名、児童医療1名、障害3名、福祉全般1名、地域1名、法曹1名)とアドバイザーに障害者施設の男性1名でした。

2019年5月～6月に「福祉サービス事業所従事者(正規・非正規)アンケート」を実施しましたが、たいへん厳しい状況であることがわかりました。

根本には報酬が低いという問題があり、そ

れを求めていくことは必要ですが、地域でも何かできることがないか、福祉とまちづくりを結びつけることで、何か支えることに貢献できることはないか、考えていきたいと思っています。

2019年12月にはアンケートを踏まえた中間報告を作成し市長に提出しました。その後、福祉円卓会議のメンバーから「地域ぐるみで福祉を応援する条例があるといいね」という発言があり、2020年1月からは、中間報告の内容を具体的にしながら相談を重ねて2020年8月には、具体化した施策の実施と福祉条例づくりとを答申としてまとめました。

現在、「地域福祉に関する条例検討会議」の委員を公募中です。

2) 学校給食地場産物利用促進検討会

自校式で行っている学校給食が子どもの減少、施設の老朽化によってセンター方式への変更が検討されると知り、地元の野菜を地元の学校給食で子どもたちが食べていけるように、教育委員会、JA、市産業振興部農業課、食育推進ボランティア(私はこの立場)が一緒になって検討しています。愛知県新城設楽農林水産事務所や新城設楽農業普及課からもオブザーバー出席いただいて、地場産物利用促進と同時に農業のあり方も模索しています。

合併時に5万人いた人口は減り続けています。当面それが止まることはないと思いますが、ここで暮らし続ける私たちが、世代のリレーがいろいろな形でできるように今後も探していきたいと思っています。

★新城市の取り組みを紹介した文献

- ・「自治する日本—地域起点の民主主義」(穂積亮次著、2016年、萌書房)
- ・「自治体若者政策・愛知県新城市の挑戦—どのように若者を集め、その力を引き出したのか」(松下啓一・穂積亮次編、2017年、萌書房)
- ・「選挙はまちづくり わかりやすく・おもしろく 公開政策討論会条例ができるまで」(松下啓一編、2020年、イマジン出版)